

子 障 号 外  
平成 30 年 5 月 22 日

各障害福祉サービス事業者  
事業者（法人）代表者 御中

沖縄県子ども生活福祉部  
障 害 福 祉 課 長



「障害福祉サービス等情報公表システム」ログイン ID 及びパスワードの取得に必要な事業者（法人）メールアドレス登録について

平成 30 年 4 月 1 日に施行されました、障害福祉サービス等情報公表制度において、障害福祉サービス事業を実施する事業者（法人）は、運営する事業所の情報（以下、「事業所情報」という。）を県が定める期日までに、独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。）が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「公表システム」という。）を通じて、県に報告することが義務付けられています。

事業所情報の報告には、公表システムにログインするための ID 及びパスワードが必要であり、県が指定した期日までに、県に事業者（法人）メールアドレス等の登録を終えた事業者（法人）については、登録された事業者（法人）メールアドレスあてに、福祉医療機構から公表システムを利用するための ID 及びパスワードが送付され、公表システムにログインできるようになっています。

しかし、一部事業者（法人）について、事業者（法人）メールアドレス等が未登録のため、公表システムのログインに必要な ID 及びパスワードが取得できず、公表システムにログインできない状況となっています。

そのため、県では、全ての事業者（法人）が、事業所情報を報告できるよう、下記のとおり事業者（法人）メールアドレス等の登録手続きを再開します。

事業者（法人）メールアドレス等の登録がお済みでない事業者（法人）におきましては、速やかにメールアドレス等の登録手続きを行うようお願いいたします。

#### 記

- 1 提出物 別添「事業実施法人等基本情報登録書」
- 2 提出方法 電子メール
- 3 提出先 [joho-syogai@pref.okinawa.lg.jp](mailto:joho-syogai@pref.okinawa.lg.jp)

- ※ 沖縄県に、別添「事業実施法人等基本情報登録書」の提出が必要な事業者（法人）は次のとおりです。
  - 沖縄県の指定を受けた事業者（法人）
  - 市町村（那覇市を除く。）の指定を受けた指定相談支援及び指定障害児相談支援事業所を運営する事業者（法人）
- ※ 福祉医療機構からメールで送付される ID とパスワードは、事業者（法人）ごとに 1 つ付与されます。ただし、事業者（法人）が、沖縄県及び那覇市それぞれの指定を受けている事業所を運営している場合は、沖縄県及び那覇市ごとに ID とパスワードが 1 つずつ付与されます。那覇市の指定を受けた事業所の取扱いについては、那覇市へお問い合わせください。
- ※ メール の 件 名 に は、「障害福祉サービス等情報公表システムへの登録」と記載して下さい。